

生駒市条例第 29 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例

生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成 22 年 12 月生駒市条例第 32 号）

は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に交付された住民基本台帳カードを所持する者については、廃止前の生駒市住民基本台帳カード利用条例の規定は、なおその効力を有する。ただし、同条例第 2 条第 2 号の規定は、平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、なおその効力を有する。